

～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

TEL:06-6210-1270
HP <http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 相続シリーズ① 相続とは？相続財産とは？相続手続きですること

相続についてどのようなイメージをお持ちでしょうか。銀行で「相続セミナー開催」のポスターや情報番組で取り上げられる遺産相続問題等を見たりして、何となくは・・・といったところでしょうか。今月号では、その何となくのイメージを少しでも具体的なものに変えていただくため、【相続とは？】【相続財産とは？】【相続手続きですること】の3つのTOPICをお届けします。

【相続とは？】

相続とは、個人が亡くなった場合に、その個人が所有していた財産を身内の人（法定相続人といいます）がもらい受ける制度のことです。亡くなって相続される個人を「被相続人」、相続する個人を「相続人」、亡くなった個人が所有していた財産を「相続財産」（遺産）といいます。

【相続財産とは？】

相続財産とは、預貯金や土地家屋の所有権等のプラスの財産だけでなく、お借入れの返済義務や保証人としての保証債務等のマイナスの財産も相続財産となります。ただし、扶養を受ける権利や年金を受け取る権利等の被相続人だけが受ける事が出来る権利（一身専属権といいます）は相続財産とはなりません。では、大多数のご家庭で問題になる生命保険、住宅ローンは相続財産となるか、以下で解説していきます。

【生命保険金は？】

生命保険金は、原則として相続財産には含まれず、保険契約に基づいて指定された受取人に支払われます。それでは、以下のケースではどうなるのでしょうか。

①受取人を指定していなかった場合や受取人が「被相続人」となっている場合

- ・保険契約約款で受取人が指定されている→指定受取人に支払われ、相続財産とはなりません。
- ・保険契約約款で受取人が指定されていない→法定相続人が法定相続分に従って相続するため、相続財産となります。

②被相続人が契約者であり、被保険者ではない場合

生命保険金は被保険者が死亡した時に支払われるため、保険金は発生しませんが、これまで被相続人が負担した保険料に応じて解約返戻金を受け取ることができ、この解約返戻金を請求する権利は相続人に帰属する（相続財産となる）ため、法定相続人が法定相続分に従って受け取ることができます。

【住宅ローンは？】

マイナス財産の典型例として住宅ローンが挙げられますが、住宅ローンについては、被相続人が団体信用生命保険に加入していた場合は、保険金の請求手続きを行うと保険金で残債務が支払われるため、相続人の支払義務はなくなります。このような保険に加入していなかった場合、相続人が支払義務を負うことになりますので、相続財産となります。

【相続手続きですること】

相続が生じたら、以下の事を行います。

- ①遺言書の有無の確認
- ②相続人の確定（被相続人の出生から死亡までの戸籍を全て集める）
- ③相続財産の調査
- ④（遺言書がない場合）遺産分割
（遺言書がある場合）遺言書の検認・遺言執行
- ⑤相続税の納付
- ⑥相続財産の名義変更（不動産登記、預貯金の名義変更等）

上記の他、相続財産をもらわない場合は、一定期間内に相続放棄の手続きを行わなければならない場合がありますので、注意が必要です。



豆知識 ★法定相続情報証明制度★

法定相続情報とは、法務局へ必要書類（戸籍一式等）を提出して作成する事ができ、戸籍の代わりとなるものです。法定相続情報は何枚でも無料で発行する事ができますので、相続手続きの際に金融機関、法務局、税務署、年金事務所等へ同時に提出する事が可能になり、手続き時間の短縮に役立ちます。

タスク司法書士法人では、遺言書・遺産分割協議書・法定相続情報の作成、不動産登記等の相続に関する業務を幅広く手掛けていますので、お気軽にお問合せください！

次号の予告TOPIC 医療法人の理事長と監事について

